

企業局ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの借入れに関する契約について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成22年6月4日

沖縄県公営企業管理者 企業局長 宮城 嗣三



#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 企業局ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト（以下「端末機等」という。）の借入れ（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- (2) 借り入れる端末機等の名称及び数量、機能等並びに業務の内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成22年6月4日付けで公告した企業局ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 端末機等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成22年7月1日（木曜日）午後5時までに3の(1)の提出場所に直接提出し、端末機等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、1日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- (3) 納入しようとする端末機等の機能等証明書を平成22年7月1日（木曜日）午後5時までに3の(1)の提出場所に直接提出し、当該端末機等を納入することができることを証明した者

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県企業局総務企画課総務班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階）  
電話番号098-866-2803
- (2) 期間 この公告の日から平成22年7月1日（木曜日）まで（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### 4 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県企業局総務企画課総務班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階）  
電話番号098-866-2803
- (2) 期間 平成22年6月9日（水曜日）から平成22年6月18日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで

#### 5 入札説明会の日時及び場所 平成22年6月14日（月曜日）午後3時 沖縄県企業局第1会議室（沖縄県庁12階）

#### 6 入札書の提出場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年7月9日（金曜日）午後3時 沖縄県企業局第1会議室（沖縄県庁12階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2803
- (2) 入札書の提出方法 入札書は(1)の提出場所に持参し、又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。なお、電報及び電送による入札は認めない。
- (3) 郵送による入札書の提出期限 平成22年7月9日（金曜日）午前11時（同期限までに必着のこと。）

#### 7 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したことを証明する証明書を提出する場合

#### 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

#### 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

#### 10 最低制限価格 設定しない。

#### 11 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この公告に関する各種書類の配布及び提出並びに問い合わせは、特に定めがない限り、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) その他 詳細は、入札説明会で配布する入札説明書による。